

平成 26 年	3 月 20 日	策定
平成 28 年	3 月 20 日	一部改訂
平成 29 年	2 月 9 日	一部改訂
平成 30 年	2 月 16 日	一部改訂
平成 30 年	9 月 21 日	一部改訂
令和 4 年	3 月 20 日	一部改訂
令和 5 年	3 月 20 日	一部改訂
令和 6 年	4 月 1 日	一部改訂
令和 7 年	4 月 1 日	一部改訂

いじめ防止基本方針

第 1 目 的 (第 1 条)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめの定義 (第 2 条)

平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、本校では、いじめを次のようにとらえる。

『ある児童が、他の児童または児童グループから受けた、心身の苦痛を感じる心理的または物理的な行為。(インターネットを通じて行われるものも含む。)]』

第 2 学校の実態把握 (第 13 条)

1 学校の基本方針

- (1) 全ての児童が、いじめの被害を受けることなく安心して学校生活を送ることが重要である。そこで、いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものであるという基本的認識に立ち、全ての児童がいじめの被害者・加害者になることなく未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいく。特に配慮が必要な児童（障害がある児童や外国人の児童等）については、特性を踏まえた適切な支援を行う。
- (2) いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることをあらゆる教育活動の中で児童に理解させる。また、教職員にとどまらず児童や保護者、地域に本校の「いじめ防止基本方針」の周知を図る。

2 学校の実態

- (1) 全体的な児童の実態について
本校独自の令和 6 年度生活アンケートにより、いじめを訴えた児童について丁寧に聞き取りを行った結果、いじめ防止委員会により、いじめとして認知したものは 4 件であった。多くが初めは、いじめというよりもお互いの感情のもつれのようなものをきっかけとしていた。原因はどうであれ、被害児童の心に寄り添う必要がある。適切な早期対応に取り組んできた。
- (2) 生活アンケートより
毎月 1 回実施している「生活アンケート」では、この 1 年間に、悪口を言われたり、手を出されたりしたという訴えが数多くあったが、すぐに担任が対応し解決することができた。複雑な問題については、学年などで対応して事実確認をして、早期解決に努めてきた。
- (3) 今後の方針
「ぐんま 23 万人アンケート」や「生活アンケート」の結果から、児童の意識としてはいじめ

はいけないとわかっているにもかかわらず、つい悪口を言ってしまったり、手を出してしまったりする児童がいることも事実である。

そこで、本校では、今後も引き続いてアンケート結果を真摯に受け止め、日頃より児童が何でも教師に相談できる人間関係づくりに努めるとともに、教職員がいじめについて正しい認識をもち、いじめ根絶に向けた組織的、具体的な取り組みを実践していく必要がある。

第3 いじめ防止の取組（未然防止）（第15条）

1 授業改善に関する取組

- (1) 常に、「分かる授業」・「楽しい授業」となる授業改善を心がけ、「自己存在感を与える授業」・「共感的人間関係を基盤とした授業」・「自己決定の場を与える授業」の生徒指導の3機能を生かした授業づくりに努める。
- (2) 毎日の授業の場において、児童一人一人が成就感や充実感の持てる学級経営を実践し、常に児童の居場所づくりに努める。

2 児童の友人関係・集団づくり、社会性育成などを目的にした取組

- (1) 担任は、学級内の望ましい人間関係づくりを心がけ、一人一人の児童が互いのよさを認め合う環境づくりに努める。
- (2) 道徳・学級活動等の特別活動を通して、規範意識やよりよい集団の在り方等についての学習を深めさせる。
- (3) 道徳の授業をとおして、児童の自己肯定感を高めるとともに、すべての教育活動において、道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育成する。

3 いじめに関する学習の取組

- (1) 学級活動の中で、いじめを題材として取り上げ、未然防止や解決の方法等について話し合い、学級全体としてはどうすればよいか、また個人としては何をすべきか等具体的な取り組みを明確にし、実践に結びつける。
- (2) 毎年実施する人権強化月間の中で、いじめ問題を取り上げた授業に取り組み、児童の人権感覚をみがく。更に、全校集会で、児童全体に人権の大切さを理解させ、「いじめの行為」は人権問題であり、絶対にしてはいけないものであることを理解させる。

4 いじめをなくすための代表委員会の取組

- (1) 毎月1日・15日の朝のあいさつ運動を実施し、あいさつすることの大切さを体験させ、あいさつを通して他者と関わることの心地よさを体感させる。
- (2) 児童集会では、「各委員会の活動発表」の場を設け、発表者の自己肯定感をもたせるとともに、それを真剣に聞き入れようとする児童を育てる。
- (3) 児童会が中心になり「いじめ防止スローガン」や「いじめ防止宣言」を決めたり、いじめ防止活動年間計画を作成したりする活動を通して、児童が自発的、自主的にいじめについて考え、自ら改善に向けた活動が行えるように支援する。また、いじめ防止フォーラムや太田市いじめ防止こども会議への参加を通して学んだ先進的な取り組みについては積極的に紹介するように促す。

5 保護者や地域に対する啓発の取組

- (1) 学校からの情報発信及び情報収集
 - 学校・学年・学級だより、保健・給食だより、web ページ等を活用し、学校からの情報発信に努める。また、担任は、連絡帳を活用し、いじめの兆候や保護者からの相談がしやすい雰囲気づくりに努める。
 - 学期1回実施する授業参観・懇談会において、保護者への情報発信及び保護者からの情報収集に努める。
 - 学期1回実施する学校評議員会では、委員へ学校の様子を詳細に報告し、それに対する意見や情報等を得ながら今後の取組に役立てる。
- (2) 関係機関との連携

○地域の各団体や児童相談所・警察等との連絡を密にし、何か問題が起こってから連携するというのではなく、未然防止の視点からも常に連携できる態勢を整えておく。

6 教職員のいじめ問題に対する正しい認識を共有するための研修

- (1) 教職員が「いじめ防止基本方針」の事項を共有し、いじめに対する認識を高めるための研修を定期的に行う。
- (2) 一般の児童のみならず、東日本大震災で被災した児童や、性同一性障害等の様々な障害をもつ児童に対するいじめの未然防止・早期発見・個人の特性を踏まえた指導や支援が行えるよう、当該児童に対する教職員の理解を促進するための研修を行う。

第4 早期発見の取組（第16条）

1 児童の些細な変化に気づく取組

- (1) 毎月の「生活アンケート」を活用し、いじめやいじめに繋がる問題の早期発見に努める。更に、担任は、該当児童からいじめ等の内容を確認し、児童の思いをくみ取るように努める。
- (2) 日常の教育活動の中でいじめに繋がる行為の発見に努める。特に、休み時間の児童の行動をよく観察し、児童の様子に目を配りながら、交友関係や悩み等を把握する。
- (3) 児童の気になる行為や行動に気づいた時点でチェックし、そのまま放置することなく、速やかに学年主任、生徒指導主任、管理職に報告する。そして、生徒指導委員会を開き、いじめ等の情報の共有や対応についての共通理解に努める。その際に、けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (4) 保護者等からの訴えや情報提供に対しては、電話や家庭訪問等で早急に事実確認を行い、保護者との情報の共有を行うなどの連携を強化する。
- (5) 地域行事への参加、関係機関との情報交換をとoshi、情報の共有を図りながら地域との日常的な連携に努める。（区長会・民児協会議等の参加）

2 気づいた情報を確実に共有する取組

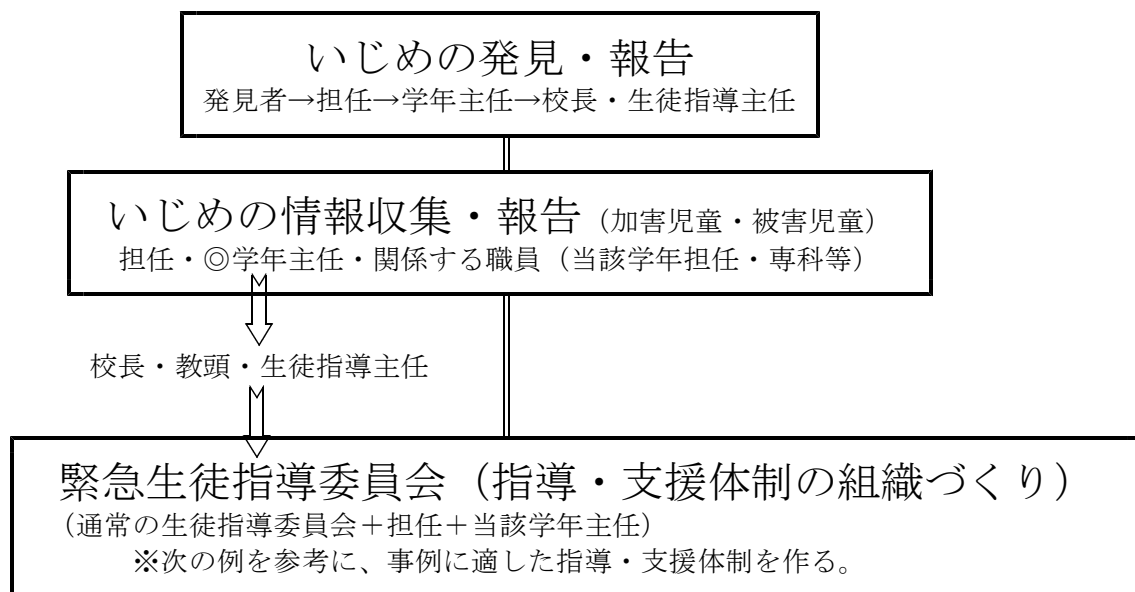
- (1) いじめやいじめに繋がるような行為を受けた児童からの信号をキャッチした教職員は、学年主任や生徒指導主任、管理職へ、早急に情報の報告・連絡・相談を行う。
- (2) いじめ等の生徒指導上の情報は、定期的に全職員に情報提供が行われるようにする。（生徒指導委員会、運営委員会、職員会議、学年会等）

3 情報に基づき、速やかに対応する取組（いじめの発見・通報を受けた場合の対応）

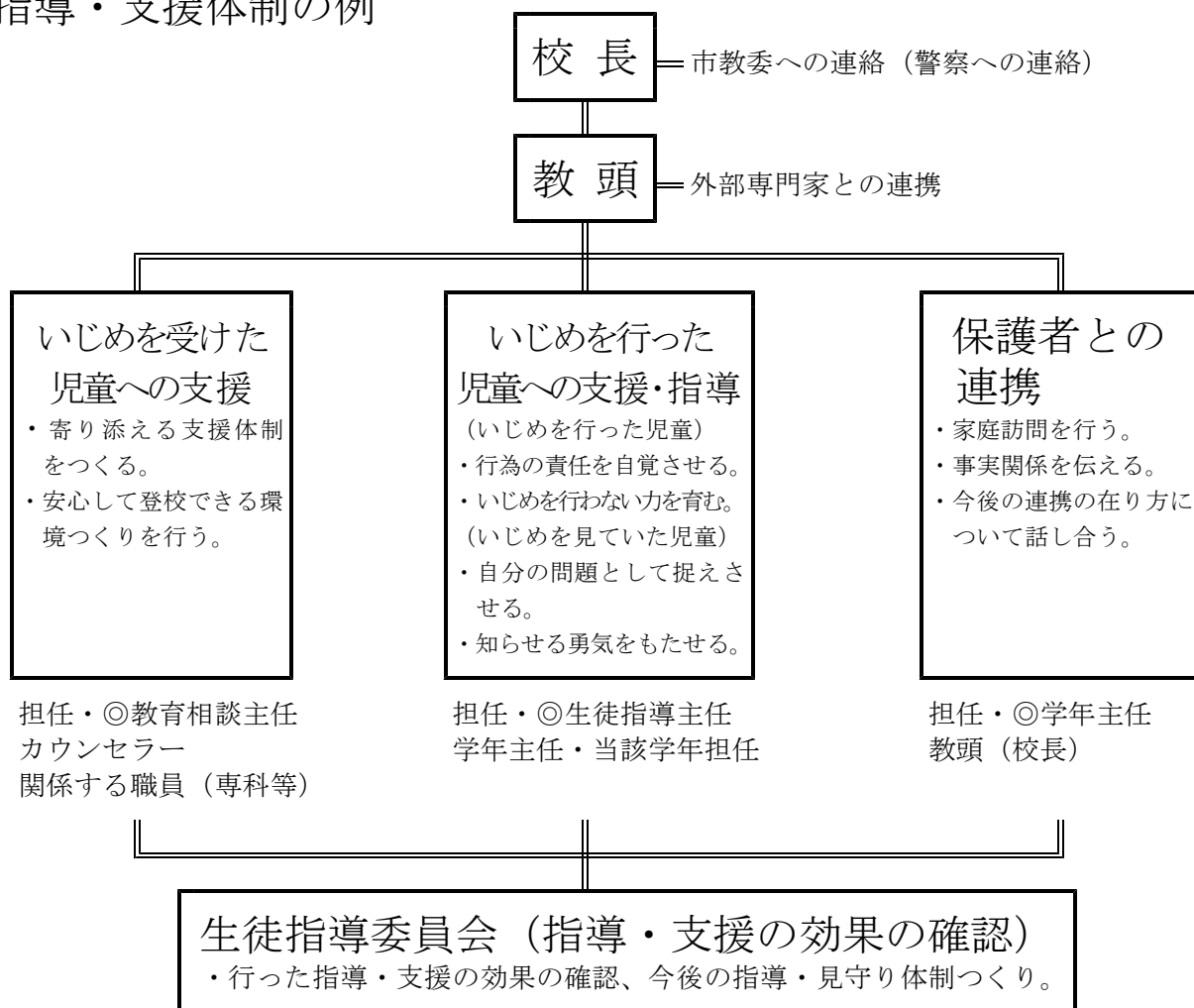
- (1) 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (2) 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- (3) 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確な関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (4) 些細な兆候であっても、発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、直ちに学年主任や生徒指導主任、管理職に報告する。その後、学年（又は生徒指導委員会）が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実確認を行う。
- (5) いじめの疑いが濃厚になった時点で、校長は直ちに生徒指導委員会を招集し、情報を共有する。
- (6) 事実確認の結果は、「いじめ一報制」により市教育委員会へ報告するとともに、今後の組織的な取り組みについて決定する。さらに被害・加害生徒の保護者に連絡をする。
- (7) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある等、いじめが犯罪行為として認めるときは、いじめを受けた児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく太田警察署に相談し、適切な援助を求める。

第5 いじめに対する措置（第23条）

1 いじめの発見から解決までの指導の流れ



指導・支援体制の例



2 いじめを受けた児童、その保護者への支援 (第23条3)

- (1) 被害児童からいじめの事実の確認を行う。その際、自尊感情を高めることに留意し、児童の個人情報の取扱い等プライバシー保護には十分留意した対応を行う。更に、いじめの事実の確認に基づき、校長は市教委へいじめ発生の一報を入れ、今後の対応の指示を仰ぐ。(第23条2)

- (2) 家庭訪問等により、その日のうちに保護者へいじめの事実関係を伝える。
- (3) いじめを受けた児童や保護者に対し、学校は、被害児童本人を徹底して守ることや秘密を守ることなど、できる限りの不安除去に努める。また、事態の状況に応じて、他の教職員の協力のもと、いじめを受けた児童の安全を確保して見守りを行う。
- (4) いじめ発生と同時に、いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友だち、教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童に寄り添える体制をつくる。
- (5) いじめを受けた児童が、安心して学習その他に取り組むことができるように、いじめを行った児童が必要に応じて別室で指導を受けるなどの措置をとる。（第23条4）
- (6) いじめを受けた児童や保護者に対しては、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力や支援を得る。
- (7) いじめが解決した後も、学校は継続して十分な注意を払い、いじめを受けた児童や保護者に対し折に触れて支援していく。

3 いじめを行った児童、その保護者への助言（第23条3）

- (1) いじめを行った児童からも事実の確認を行う。いじめがあったと確認された場合、学校として組織的に対応し、いじめをやめさせるとともに、再発防止の措置をとる。その場合、教職員は、心理・福祉等の専門家のアドバイスを受けながら進める。
- (2) いじめを行った児童からいじめの事実を確認した後、迅速にいじめを行った児童の保護者に連絡をとる。そして、いじめた事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、その後の対応が適切に行えるように保護者に協力を求める。さらに、保護者へは継続的な助言を行う。
- (3) いじめを行った児童への指導にあたっては、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為である」ことを理解させる。更に、自分の行為については、その善悪と責任について理解させ、反省と謝罪をさせる。また、児童本人が抱える問題などいじめの背景にも目を向けて、本人の今後の健全な人格形成へ結びつけた支援も行う。加害児童の個人情報の取扱い等、プライバシー保護にも十分留意した対応を行う。
- (4) いじめの状況に応じて、いじめを行った児童に心理的な孤立感・疎外感がないような一定の教育的配慮のもと、特別な指導計画による授業等で指導を受けさせる。
- (5) 学校は、出席停止や警察との連携による措置も含め常に毅然とした対応をとる。教育上必要があると認めたときは、適切に児童に懲戒を加えることも考える。ただし、いじめには様々な要因があり、懲戒を加える際には十分に教育的配慮のもとに運用していく。（第25条）

4 いじめを見ていた児童への働きかけ

- (1) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなどの同調した児童に対しては、このような行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (2) 学級活動などをおして学級全体で話し合いを行う。その中で、「いじめは絶対に許されない行為であり根絶しなければならない」ということを自覚させる。
- (3) いじめの解決とは、いじめを行った児童によるいじめを受けた児童に対する謝罪で済むものではなく、いじめを行った児童といじめを受けた児童をはじめとする他の児童との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含んだ集団が、再び好ましい児童集団となり、新たな活動へ一歩を踏み出すことをもって判断されるべきものである。そこまで、根気強く学級集団や児童集団を指導していく。

5 関係機関との連携

- (1) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教委や太田警察署と連携して対処する。（第23条6）

6 その他必要な措置

- (1) いじめの関係者間における争いが生じないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。（第23条5）
- (2) 単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、以下の2つの要件をもっていじめの解消を判断する。
 - ① 少なくとも3ヶ月間、いじめがやんでいること。
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

第6 いじめ防止対策の組織（生徒指導委員会）（第22条）

1 目 的

いじめへの対応は、校長を中心として全教職員が一丸となった協力体制で取り組んでいかなければならない。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むものではなく、「生徒指導委員会」でその情報を共有し、組織的に対応していくものである。

なお、重大な事態への対応が必要な場合はこの会が中心となり、必要に応じて学校医・学校評議員・スクールカウンセラー等の専門家の参加を要請する。

2 組織（生徒指導委員会）の構成

校長・教頭・生徒指導主任・教育相談主任（養護教諭）・各学年（生徒指導担当）
（必要に応じ、他の関係職員を加えるものとする。）

3 役 割

- (1) いじめの未然防止に向けた取組に関すること
 - (2) いじめの早期発見のための取組に関すること
 - (3) いじめ事案に対する取組に関すること
 - (4) いじめに関する教職員研修、児童向け講習会等に関すること
- ＜開催＞月1回定例開催（第1火曜日・放課後）とし、いじめ事案発生時は緊急開催する。

4 役割に応じた対応

- (1) 校長・教頭
 - ・本基本方針に則り、組織が機能するようにリーダーシップを発揮する。
 - ・「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを全職員に意識づける。
 - ・学校通信やwebページ等で、学校のいじめ防止等の取組について情報発信をする。
- (2) 教務主任
 - ・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進等、教育課程の質的管理を行う。
- (3) 生徒指導主任
 - ・いじめに関する各学年の状況報告、「生活アンケート」の集約を行うとともに、常にいじめに関するアンテナを上げ、感度を高く保つ。
- (4) 学年生徒指導（教育相談）担当
 - ・いじめに関する学年の状況報告、「生活アンケート」の集約を行う。
 - ・いじめ防止活動における各学年の取組についての提案・報告を行う。
- (5) 教育相談主任
 - ・教育相談実施状況の報告を行う。
 - ・あらゆる情報を収集し、気になる児童への対応の提案を行う。
 - ・常にスクールカウンセラーとの調整役となり、カウンセラーからの報告を受ける。
- (6) スクールカウンセラー
 - ・校内の児童・保護者からの相談業務を行う。
 - ・相談業務報告書を作成し、教育相談主任へ報告する。

5 年間計画（PDCAサイクル）（第18条）

いじめ防止についての活動内容	
P	（1学期）4月当初 1 いじめ防止基本方針の確認 2 いじめ防止対策の年間計画の確認 ・「生活アンケート」の実施について ・生徒指導委員会について ・代表委員会からの「いじめ防止年間計画」について ・全教職員対象のいじめ問題対策研修会（年間3回）について
D	（1～3学期）

	・各学級づくり、学級のルールづくり、生徒指導顔写真撮影 ・特別活動「JRC登録式」等 ・児童会による「いじめ撲滅強化月間」(6・2月) ・人権集中学習(11月～12月)、人権標語づくり(8月) ・行事をととした人間関係づくり(運動会、修学旅行、6年生を送る会、卒業式等) ・生活アンケートの実施(毎月) ・学校評価アンケート(7・12月) <保護者> ・教育相談(4～5月) ・授業参観・懇談会(各学期) ・保護者との教育相談(7月) ・学校評価アンケート(7・12月) <教職員> ・職員会議での生徒指導情報交換(いじめ問題も)(毎月) ・学校評価アンケート(7・12月) ・幼保小連絡協議会(8月) ・学校警察連絡協議会(各学期)
C	(1～3学期) ・各実施行事の反省集約(3学期) ・年度の反省及び修正(各部会、職員会議等の開催)
A	(3学期) 次年度取組の確認 1 次年度のいじめ防止基本方針について 2 次年度のいじめ防止対策の年間計画の確認 ・「生活アンケート」の実施について ・生徒指導委員会について ・児童会からの「いじめ防止年間計画」について

第7 インターネット上のいじめへの取組(第19条)

1 いじめ防止の取組(未然防止)

(1) 情報モラル教育の推進

- 情報モラルでは、ネットワークを通じて他人や社会とよりよい関係を築くよう、情報を正しく活用するために的確な判断ができる力を身につけさせる。
- 情報モラル教育の実践に当たり、従来の授業の中に情報モラルの視点を持った学習活動を展開する。
- インターネットを安全かつ効果的に利用するために、次の4つのメディアリテラシーを児童が身につけられるように各教科等で計画的に取り組む。
 - ・判断力……利用するサイトが安全か・危険かを判断する力
 - ・自制心……どんなサイトか見てみたい・試してみたいという気持ちに負けない力
 - ・責任能力…インターネット上での自分の言動に責任を持つ力
 - ・想像力……未然に危険を予想・予測したり、相手を傷つけていないかを考えたりする力

(2) 講習会等の活用

- ・年1回、外部講師による情報モラル講習会やPTA向けの情報モラル講習会を実施する。

2 早期発見の取組

- (1) 被害の拡大を防ぐため、ネット上の不適切な書き込み等は直ちに削除する措置をとる。
 - ・名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダに違法な情報発信の停止を求め

たり、発信者情報（ＩＰアドレス、氏名又は名称、住所、電子メールアドレス等）の開示を請求したりする。

- ・削除や開示請求を行う場合は、法務局の協力を求める。
 - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに太田警察署に通報し、援助を求める。
- (2) 市教委と連携し、学校ネットパトロール等を実施する中で、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- (3) 法務局や関係機関の取組についても、児童や保護者への啓発・周知を行う。
- (4) ネット上のいじめで、児童が一人で悩みを抱えこまないよう、どこに相談すべきか、児童に相談先や連絡先を教えておく。

3 いじめに対する措置

第5 いじめに対する措置（第23条）に同じ

第8 重大事態への対処（第28条）

1 重大事態の認識

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかにその旨を市教委に報告する。

＜重大事態の定義＞

以下の2つのうち、少なくともいずれか一方に該当とする場合を「重大事態」とする。

- 1 いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
〔自殺行為（未遂を含む）、うつ病等の精神疾患、打撲、骨折、内臓の損傷及び火傷、金品等の重大な被害等〕
- 2 いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義をふまえて、年間30日を目安とし、一定期間欠席しているような場合等は迅速に調査に着手）

※ 児童や保護者から重大事態の申し出があった場合も、重大事態が発生したものとする。

2 組織としての対応（調査・報告等）

- (1) 市教委と協議の上、当該重大事態に対処する組織を設置する。

＜構成員＞生徒指導（教育相談）委員会を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家等を加える。

- (2) 上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。（第28条1）

この調査は、市教委の指導及び支援を得て行うものとする。（第28条3）

○いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合

- ・いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査を実施する。

○いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合

- ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。

- (3) 上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。（第28条2）

○学校は、いじめを受けた児童及び保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する。

○質問紙調査の実施で得られたアンケートは、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校児童やその保護者に説明するなどの措置を講ずる。

○必要に応じて、いじめを受けた児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

■ 情報を適切に提供するものとしては、

- ・質問紙などによる児童が回答したアンケート集計結果
- ・いじめが生じた背景及び具体的な事実関係に関する調査結果

※ 個々の児童の質問紙の記述については、個人が特定される恐れがあることや、伝聞などの不正確な記述内容が存在する可能性があるため、開示は行わない。

※ 質問紙は、様式例をもとに作成する。

- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(H29. 3) P11に関連して、いじめの調査に用いたアンケートだけでなく、日常的に実施している「生活アンケート」もそれに準じて、少なくとも5年間保存する。
- 聞き取り調査の祭に作成したメモも広い意味での公文書(行政文書)となるので、アンケート同様に少なくとも5年間保存する。